

■平成27年度に向けた再評価について(直轄事業等)

- ・事業評価対象の直轄事業等(直轄事業および独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。))を対象としたものである。
- ・事業評価の実施にあたっては、貨幣換算した便益だけではなく、貨幣換算することが困難な定量的・定性的な効果や事業の実施環境等を含めて総合的に評価を行っているが、本一覧においては、B/Cの算出を行った事業について、その値を記載している。

【公共事業関係費】

【河川事業】

(直轄事業)

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	B/C	対応方針	備考
徳島県	那賀川直轄河川改修事業	557	2.8	継続	
高知県	四万十川直轄河川改修事業	378	4.4	継続	
高知県	渡川総合水系環境整備事業	39	1.6	継続	

【海岸事業】

(直轄事業)

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	B/C	対応方針	備考
兵庫県	東播海岸直轄海岸保全施設整備事業	346	1.2	継続	(注1)
和歌山県	和歌山下津港海岸直轄海岸保全施設整備事業	450	3.4	継続	

(注1) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られないことなどから、前回評価の費用対効果分析の結果を用いている。